

東町かわら版

第19号

平成28年
11月1日

平成28年度

日光東町まちづくり推進委員会(総会)を開催しました

5月26日(木)、日光行政センターにおいて、日光東町まちづくり推進委員会総会を開催しました。総会では、平成27年度の事業報告、決算が承認され、平成28年度の事業計画、予算についても原案どおり承認されました。平成28年度予算は、収入、支出ともに予算額211,500円。

主な収入として、市補助金200,000円、主な支出は事業費170,000円、広報費17,500円などです。また、役員の変更を行い、以下のとおり決定しました。

【委員長】 高梨弘志 下鉢石町自治会長 【副委員長】 近嵐藤枝 御幸町自治会長
【監事】 太田 甫 上鉢石町自治会長、藤田高行 東和町自治会長

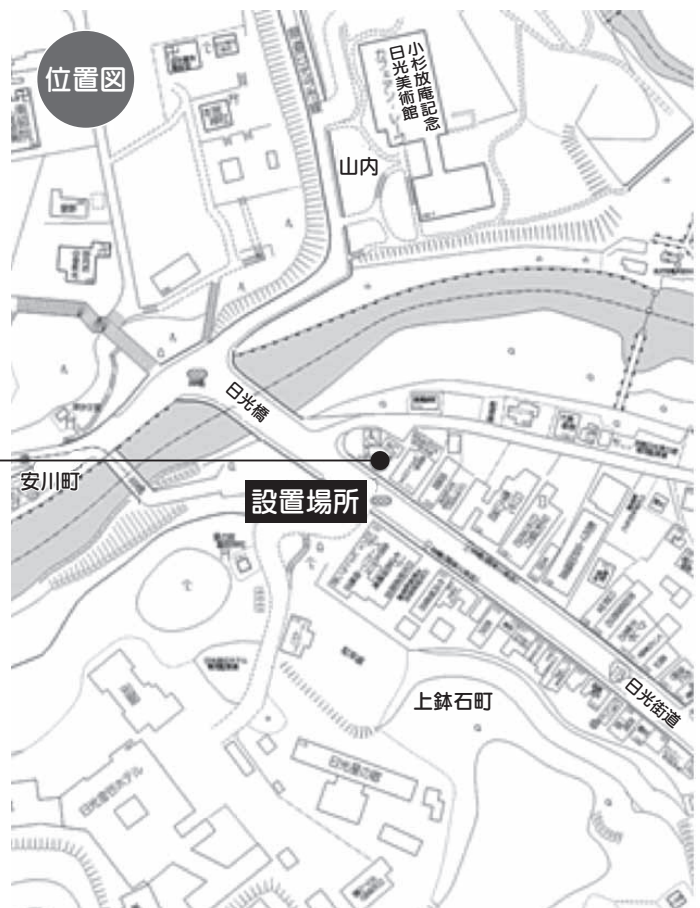


東町関連 公共事業に ついて



平成27年度事業において神橋ポケットパークに日光東町地区周辺案内図(4ヶ国語)を設置しました。

看板
全景



日光東町のまちづくり

現在、栃木県日光土木事務所による国道119号の歩道拡幅並びに電線共同溝の工事は、御幸町地区の用地買収を進めております。

日光東町まちづくり推進委員会では、世界遺産「日光の社寺」の門前町としてふさわしい街並み整備と自らが誇れるまちづくりを推進しており、

東町地区は、日光市景観計画により景観計画重点区域に指定されています。景観計画重点区域においては、建築物等の「高さ」や「意匠・色彩・素材」などについての基準が定められています。

建築物や工作物の新築、増築、改築等を行う場合は届出が必要となり、基準に適合する場合は必要な経費の一部を下記の通り、市で助成していただきますので、都市計画課までご相談ください。

景観計画の中で定められて

いる「意匠・色彩・素材」の基準は「和風を基調とし、その形態、材料及び色彩が周囲の景観と調和のとれたものとする。」となっております。具体的には、『日光東町まちづくり規範』の中で、色や形状などを示しています。

規範は、日光東町の住民がまちづくりを行っていくために取り組みたい思いや気持ちをまとめたものです。日光東町に暮らす私たちが、大切にしたいこと、守っていききたいことを共通の目標、項目として設定しています。この規範を、よりよい「日光東町のまちづくり」や「街並みの形成」に活用していきましょう。



助成の対象行為		助成率	助成限度額	対象地域
建築物の建築等	建築物(門、へいを除く。)の新築、増築、改築、大規模の模様替えに係わる工事費のうち外観に係わる経費	1/2以内	30(70)万円以内	景観形成地域の全地域
工作物の建築等	門又はへいの新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係わる工事費のうち外観に係わる経費	1/2以内	30(70)万円以内	
	かき、さくの新設、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係わる工事費のうち外観に係わる経費			
建築設備等	建築設備等の隠ぺい工事に係る経費	1/2以内	30万円以内	
色彩変更	上記の物件の外観の過半にわたる色彩の変形等に係わる経費	1/2以内	30万円以内	
看板の新設等	看板に係わる経費	1/2以内	10万円以内	景観形成地域の全地域

※「助成限度額」は、景観形成地域及び景観形成重点地域の壁面後退のない場合における助成限度額とし、()内の数値は、景観形成重点地域において壁面後退のあった場合の助成限度額とする。